

知 事 意 見

平成 2 5 年 3 月 1 日

真庭産業団地事業計画変更（誘致企業規模等の変更）に伴う環境影響評価実施計画書について、関係市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価準備書に反映させるとともに、環境影響調査等の結果に基づき、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

1 事業計画について

- ・ バイオマス発電施設を含め立地企業に対し、実行可能な範囲で環境負荷の低減が図られるよう指導すること。

2 対象事業実施区域及びその周囲の概況について

- ・ 以前の環境影響評価書で実施することとしている環境管理等について確実に実施し、必要に応じて対策等を検討すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- ・ 基準の遵守について評価するだけでなく、現況と事業実施後の環境の変化を比較して評価し、事業の実施による環境への影響をできる限り回避・低減等するよう努めること。
- ・ 調査手法の簡略化を行った項目に関しては、特に十分な環境管理を行い、予測結果との整合を確認し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。